

あなたの“ながら”が誰かの命を奪うかもしれません！

自転車も「車両」です！危険行為の罰則強化



自転車も車両です

「ちょっとだけ」が事故に繋がります

- 令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」に罰則が新設されました。さらに、令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して、反則金の納付を通告する「青切符」による取締りが導入されます。
- 携帯電話を使いながらの運転は、片手運転をすることになり、ブレーキやハンドルの操作が遅れるだけでなく、信号や標識の見落とし・進路の誤判断が起こりやすくなり、大変危険ですので、絶対にやめましょう。
- 手放し運転やジグザグ運転、傘さし運転、ヘッドホン・イヤホンの使用なども「安全運転の義務」に違反する可能性があり、「自転車運転者講習」の受講対象となります。

違反行為（一部抜粋）	反則金
携帯電話使用等	1万2,000円
信号無視・逆走	6,000円
歩道通行（例外あり）	6,000円
傘さし・イヤホン使用等	5,000円

この他にも重大な交通事故につながる危険性のある行為は絶対にやめましょう

関係実施機関・団体の推進事項

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路上工事施工箇所の安全点検
- 高齢者への交通安全意識啓発の推進
- 福祉会館・老人福祉センターにおける交通安全指導と啓発活動の実施
- 保育園における交通安全教育の推進及び保護者に対する交通安全啓発活動の実施
- 自転車用ヘルメットの購入費用・点検整備費用の助成による自転車安全利用の促進

江東区教育委員会・私立幼稚園協会

- 幼児・児童・生徒等の交通安全指導と学級活動・児童会・生徒会活動等における交通安全活動への支援
- 通学路の安全点検
- 児童館・江東きっすクラブにおける交通安全指導の実施
- 警察署の協力、指導を得た交通安全実践活動の推進

各警察署・各交通安全協会

- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 重大交通事故に直結する悪質違反の取締り強化
- 各種行事の開催
- 交通街頭活動の強化

深川・城東消防署

- 応急手当等の普及指導
- 交通事故防止の普及啓発の推進

東京国道事務所・東京都第五建設事務所・東京港管理事務所

- 道路使用の適正化推進
- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路上工事施工箇所の安全点検

運輸関係機関(東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・東京都交通局・東京地下鉄(株)・東京臨海高速鉄道(株)・(株)ゆりかもめ)

- お客様に対する安全の確保と交通安全啓発活動の実施
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底

深川警察署 深川交通安全協会行事	城東警察署 城東交通安全協会行事	東京湾岸警察署 東京湾岸交通安全協会行事
9月22日 秋の交通安全運動出発式	9月19日 ハイタク倫交会	9月23日 横断SAFETY ACTION
9月23日 イースト21合同交通安全イベント	駅頭キャンペーン(亀戸駅前)	キャンペーン(有明ガーデン)
9月24日 自転車交通安全キャンペーン	9月24日 交通安全カーネーション作戦	9月24日 トラックストップ作戦
9月25日 高齢者交通安全講話	9月30日 交通死亡事故ゼロを目指す日交通安全キャンペーン	9月26日 一交機合同二輪車ストップ作戦
9月29日 酒類提供飲食店に対する広報啓発活動	(江東運転免許試験場)	9月26日 高齢者交通事故防止キャンペーン

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。右側からアクセスできますのでご覧ください。



▲秋の全国交通安全運動



▲ヘルメット購入費用助成



▲自転車点検整備費用助成

令和7年 秋の江東区交通安全運動

推進要領

9月21日(日)～9月30日(火)

交通事故死ゼロを目指す日 9/30 (火)

令和7年 秋の全国交通安全運動の重点

重点①

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



重点②

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進



重点③

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



重点④

二輪車の交通事故防止



東京都のスローガン

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

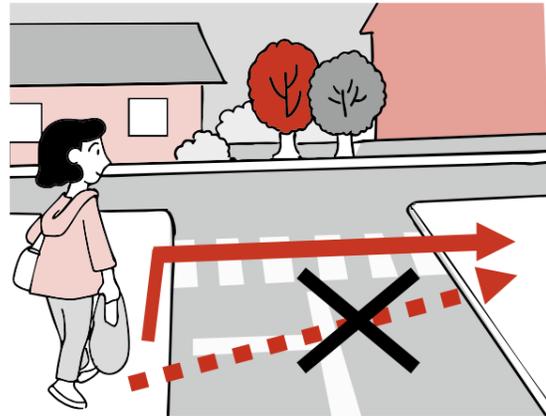
光と注意確認があなたの命を守ります

重点① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者の方へ

横断歩道を渡りましょう

- 信号無視や斜め横断はやめましょう。
- 秋は日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。明るい目立つ色の服装や、反射材を身に付け、ドライバーに自分の存在を知らせましょう。
- 横断歩道が青信号であっても、安全であるとは限りません。左右の安全確認をして、車が止まっているか、ドライバーが自身に気付いているかしっかりと確認してから通行しましょう。



保護者の方へ

子どもへの安全指導とお手本を見せましょう

- 通学路や子どもの行動範囲にある道路と一緒に歩き、危険箇所について一緒に考え、安全確認が必要な場所をご家庭で話し合しましょう。
- ▶見通しの悪い道路 ▶交通量の多い道路
- 子どもは大人を見ています。まずは、皆さんがルールを守り、子どもたちにお手本を見せましょう。

高齢者の方へ

無理な横断はしない

- 令和6年の東京都内における交通事故死者(146名)のうち、23.9%(35名)が65歳以上の歩行中の高齢者でした。
- 歩き慣れた道でも、交通ルールを守り通行しましょう。

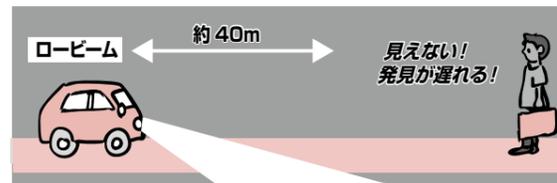
夕暮れ・夜道はいつも以上に慎重に

重点② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

暗くなったら注意

早めのライト点灯とハイビームの活用を

- 交通事故は、視界が悪くなる夕暮れ時や夜間に多く発生しています。
- 車両運転者は早めにライトを点け、事故発生を未然に防ぎましょう。
- 対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用しましょう。



運転者の方へ

シートベルト、思いやり、安全確認で命を守りましょう

- 交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に対する「思いやり」の気持ちをもって通行しましょう。
- 「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながります。ながらスマホは絶対にやめましょう。
- すべての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 走り慣れた道でも安全確認を徹底し、適度な緊張感をもって運転しましょう。
- 運転に自信がなくなったり、運転が心配といわれたりしたら、運転免許の自主返納をお考えください。



飲酒運転はダメ

飲酒運転を許す行動はすべて犯罪です

- 飲酒運転は犯罪です。
- 「飲んだら乗らない」を徹底しましょう。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。

自転車も電動キックボードも安全第一で

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車を 利用される方へ

気軽な乗り物に しっかりとした備えを

- 事故の被害者・加害者にならないために『自転車安全利用五則』を必ず守りましょう。
- 東京都では、対人賠償保険等*の加入が義務となっています。事故を起こしたときは、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。
- ※自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」が罰則付きの違反になりました。

江東区では、自転車用ヘルメット購入費用と自転車点検整備費用(TSマーク取得費用)に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は区HPまたは裏面二次元コードからご確認ください。

電動キックボードを 利用される方へ

ナンバー・保険・ ルールの確認をしましょう

- 電動キックボードは車道走行が原則です。ルールを守って正しく利用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車に該当しない電動キックボードは、運転免許が必要です。
- 特定小型原動機付自転車は、自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 一定の違反行為を3年以内に2回以上行くと、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。

実践しましょう!

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

再確認! 特定小型原動機付自転車のルール

- 自賠責保険(共済)の加入が必要
- ヘルメットは努力義務
- 最高時速6km以下に設定し、緑色のライトを点滅させれば歩道走行も可能
- 最高時速20km以下
- 免許は不要で16歳未満は禁止
- 公道を走る場合、ナンバープレートの取り付けが必須
- 原則として車道左側や自転車専用通行帯を走行
- 幅60cm以下
- 長さ190cm以下



急がず、焦らず、装備と確認で命を守る

重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車を 利用される方へ

ヘルメット・プロテクター・ 安全意識の3点装備を

- 東京都内では、二輪車(原付を含む)の単独事故や、右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。令和7年上半年に区内で起きた死亡事故も二輪車が関与していました。二輪車を運転される方は今一度安全確認を徹底しましょう。
- スピードの出すぎ、急な進路変更やすり抜け運転は、事故を誘発します。常に適度な緊張感と余裕を持って運転しましょう。
- ヘルメットのごひもは指が一本入る程度に締めるのが適正です。ヘルメットを正しくかぶり、あごひもをしっかり締めます。
- 胸部・腹部を守るプロテクターも着用しましょう。

- プロテクター 胸部・腹部を守るプロテクターを必ず着用しましょう
- ヘルメット ヘルメットのごひもは指が一本入る程度に締めます
- 服装 白や黄色など目立つ色の服を着用するようにしましょう
- 安全運転 過信は禁物です。適度な緊張感と余裕をもって運転しましょう

